

第 5 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

令和4年12月16日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和4年12月16日(金曜日)

午前10時2分開議  
午前10時59分休憩  
午前11時4分開議  
午前11時11分休憩  
午前11時18分開議  
午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第7号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第8号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第11号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第12号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 当せん金付証票の発売について
- 議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)
- 議案第51号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
  - ① T S M C 進出効果を最大化するグラ

ンドデザインを目指して

- ②水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況について
- ③県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組みについて
- ④緑の流域治水と五木村・相良村の振興について(報告)

出席委員(8人)

委員長	高島和男
副委員長	坂梨剛昭
委員	岩下栄一
委員	松田三郎
委員	西聖一
委員	山口裕
委員	濱田大造
委員	吉田孝平

欠席委員(なし)

議長 溝口幸治  
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長	小牧裕明
政策審議監	野崎真司
危機管理監	岡村郷司
政策調整監	天野誠史
首席審議員	
兼秘書グループ課長	野中眞治
広報グループ課長	櫛本麻理
くまモングループ課長	脇俊也
危機管理防災課長	佐崎一晴

総務部

部長	平井宏英
理事兼県央広域本部長	
兼市町村・税務局長	真田由紀子
総括審議員	
兼政策審議監	千田真寿

総務私学局長 緒 方 克 治  
 人事課長 磯 谷 重 和  
 財政課長 臼 井 洋 介  
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏  
 総務厚生課長 上 塚 恭 司  
 財産経営課長 永 松 浩 史  
 私学振興課長 橋 本 誠 也  
 市町村課長  
 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則  
 消防保安課長 田 口 雄 一  
 税務課長 坂 口 啓 介  
 企画振興部  
 部 長 高 橋 太 朗  
 理 事  
 (球磨川流域復興担当)  
 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司  
 理 事  
 (デジタル戦略担当)  
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健  
 政策審議監 深 川 元 樹  
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝  
 交通政策・情報局長 清 田 克 弘  
 土木技術審議監 菰 田 武 志  
 首席審議員  
 兼企画課長 小 川 剛 史  
 地域振興課長 久保田 健 二  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 木 原 徹  
 交通政策課長 坂 本 弘 道  
 統計調査課長 馬 場 一 也  
 デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎  
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也  
 政策監 田 浦 貴 久  
 政策監 有 働 人 志  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴 一 朗  
 会計課長 杉 本 良 一  
 管理調達課長 枝 國 智 一  
 人事委員会事務局  
 局 長 西 尾 浩 明

公務員課長 永 野 茂  
 監査委員事務局  
 局 長 西 浦 一 義  
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人  
 議会事務局  
 局 長 手 島 伸 介  
 次長兼総務課長 村 田 竜 二  
 議事課長 富 田 博 英  
 政務調査課長 福 田 博 文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦  
 政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前10時2分開議

○高島和男委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願います。

また、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に願います。

まず、総務部長から総括説明をお願いいた

します。

平井総務部長。

○平井総務部長 おはようございます。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和4年度12月補正予算につきまして、冒頭提案分といたしまして、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応や防災、減災、国土強靱化関連事業等への対応、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要な予算として498億円余を計上しております。

また、追加提案分といたしまして、国の経済対策の決定を受け、早急に予算化が必要な事業等、68億円余を計上しております。冒頭提案分と合わせて566億円余となっております。

これに、今回併せて御報告いたします11月補正予算の専決処分1件を含めると、補正後の予算規模は9,957億円余となります。

このほか、人事委員会勧告に基づく職員給与改定のための熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定などにつきましても、併せて御提案を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例議案等につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○高島和男委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願い

いたします。

まず、11月補正予算、知事専決処分の概要でございます。

県内宿泊・日帰り旅行キャンペーンとして実施しておりますくまもと再発見の旅について、国から追加内示のありました8億1,000万円を計上しております。12月27日までの年内分に必要な経費でございます。年明け以降の延長分については、後ほど12月補正追加提案分の中で御説明させていただきます。

次に、1ページ後段、下段の12月補正予算、冒頭提案分の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応、災害からの復旧、防災・減災、国土強靱化への対応等のほか、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要な498億4,900万円を計上しております。

まず、(1)新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に73億5,400万円を計上しております。主な内容は、物価高騰の影響を受けた事業者への支援46億3,900万円、新型コロナウイルス感染症拡大への対応25億5,800万円、コロナ禍における生活困窮者への支援1億5,300万円でございます。

次に、(2)災害関連事業及び防災・減災、国土強靱化関連事業等に415億3,200万円を計上しております。主な内容は、今般の国の経済対策を活用した防災・減災、国土強靱化への対応等に321億4,900万円、台風14号等への対応91億100万円でございます。

さらに、(3)その他として、感染症対応等に伴う職員の時間外勤務手当6億5,300万円、SNS版児童虐待相談窓口の設置300万円でございます。

続いて2ページは、12月補正予算、追加提案分でございます。

今般の国の経済対策を活用した早急に予算化が必要な事業等に68億900万円を計上しております。

まず、(1)国の経済対策関連に55億5,100万

円を計上しております。先ほど11月補正、知事専決処分のところでも触れましたけれども、くまもと再発見の旅の年明け以降の期間延長分31億1,200万円、妊婦、子育て家庭に対する新たな支援22億1,600万円、保育所等の送迎用バスの安全装置整備支援2億200万円でございます。

次に、(2)その他として、人事委員会勧告に基づく職員給与改定11億7,900万円、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の推進7,900万円でございます。

3ページをお願いします。3ページと4ページ、こちらが歳入予算の内訳となっております。主に4ページの9、国庫支出金や15、県債等を財源として活用しているほか、一般財源については、3ページのほうの国の経済対策関連事業に、12月に国から追加算定がありました3ページの5、地方交付税、こちらを活用しまして、その他の事業については繰越金を活用しております。

5ページ、6ページが歳出予算の内訳でございます。一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しています。

予算の総括説明は以上でございます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

まず初めに、磯谷人事課長。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

総務部の令和4年度12月補正予算総括表でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につきまして、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でありますので、各課からの説明に先立ちまして、人事課から説明をさせていただきます。

なお、改定の詳細につきましては、後ほど、関係条例案についての説明の際、改めて

説明をさせていただきます。

それでは、人事課の例で説明をさせていただきます。

表の一番上、人事課の欄でございますが、左から4項目め、補正額(追加提案分)職員給与費に記載のとおり、232万8,000円の補正をお願いしております。

各所属における補正額につきましても、各部署の補正予算総括表の補正額(追加提案分)職員給与費の欄に記載のとおりでございますので、一括しての説明とさせていただきます、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。説明資料の8ページをお願いいたします。

上段を御覧ください。一般管理費につきまして、39万円余の増額をお願いしております。

これは、来年4月に予定しております熊本地震犠牲者追悼式の開催準備のため、1月から任用する会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、下段を御覧ください。債務負担行為の追加でございます。こちらも、来年4月に予定しております熊本地震犠牲者追悼式の開催業務を委託する費用として、限度額415万円余を設定するものでございます。

秘書グループは以上でございます。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段をお願いいたします。広報関係業務につきまして、5,105万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いしております。

この広報関係業務につきましては、テレビ広報、広報誌、熊本地震からの復旧、復興の

状況を全国向けに発信するための制作委託等につきまして、年度内に契約を締結する必要があるため、設定をお願いするものです。

下段をお願いいたします。

首都圏広報業務につきましては、1,006万円余を限度額といたしまして債務負担行為を設定するもので、この首都圏広報業務につきましては、マスコミ業界に通じたPR会社を活用して、首都圏向けの効果的な広報を行うための業務に関して、新年度当初から実施する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

広報グループからは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料10ページお願いします。

債務負担行為の追加を2件お願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラスト利用許諾事務を新年度当初から委託する費用として、限度額2,355万円余を設定するものです。

下段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として、限度額1億8,668万円余を設定するものです。

これらの債務負担行為は、年度当初から、くまモンのイラスト利用、くまモン隊の出勤依頼をスムーズに受け付けることができるよう設定するものです。

めぐりまして、11ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加を1件お願いしております。

これは、くまモンスクエアのリニューアルに関係する経費でございまして、1億2,032万円の繰越しを設定するものです。

くまモンスクエアのリニューアルについて

は、令和5年3月竣工を目指し事業を進めておりましたが、基本計画の策定やデジタルコンテンツの設計並びに関係各社との協議に想定以上の時間を要したため、来年度への繰越しを設定するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

繰越明許費の変更でございます。

まず、上段の防災センター整備事業は、現在建設中の新防災センターの防災情報通信設備工事及び危機管理防災課などの執務室等の引っ越しに係る経費でございます。

新防災センター庁舎建設工事の工期延長に伴い、執務室等の引っ越し時期がずれ込むこととなり、また、通信設備機器の新防災センターへの移設設備工事等につきましても、年度内に完了できなくなりますことから、繰越し設定をお願いするものです。

下段の防災情報通信基盤整備事業は、芦北地域振興局及び球磨地域振興局における防災行政無線の非常用発電設備の浸水対策かさ上げ工事に係る経費でございます。

この工事は、それぞれの振興局の庁舎全体の非常用電源設備のかさ上げ工事に合わせて実施しておりますけれども、その庁舎の非常用電源かさ上げ工事に係る資材の納入に遅れが生じており、防災行政無線の電源に係る工事におきましても、年度内完了が困難となりますことから繰越設定を行うものでございます。

いずれの工事も、新年度の出水期までには万全の体制で臨めるよう整備することとしております。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

続いて、総務部関係となります。説明資料

の14ページをお願いします。

まず、一般管理費の説明欄でございますが、5億4,200万円余の時間外勤務手当の増額をお願いしております。

これは、年度途中の災害等特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、毎年度一括して人事課において当初予算で計上しているものですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う業務のほか、経済活動再開、TSMC進出、DX関連施策、アサリ産地偽装対応等による業務量の増大などに伴い、当初予算額では不足が生じることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございます。

令和5年4月1日から、新規採用職員等の初任者研修で使用しますバス等の借り上げにつきまして、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額230万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

人事課は以上です。よろしく申し上げます。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の15ページをお願いします。

上段の人事管理費でございますが、5,646万円余の増額をお願いしております。

これは、右の説明欄にあります職員住宅管理等事業として、熊本市内にある職員住宅について、老朽化等に伴う給排水設備の改修等を緊急に行う必要が生じたため増額するものでございます。

下段の繰越明許費の設定でございます。ただいま御説明しました職員住宅管理等事業の5,646万円余でございますが、受注生産により発注から納期まで半年以上を要する設備等も含まれており、今年度内の完了が困難であるため、今回繰越設定をお願いするものです。

総務厚生課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

16ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

これは、令和5年5月に予定している防災センター完成式について、会場設営等の委託を行うに当たり、4月以降の入札では、事務手続や委託業者との協議期間が十分確保できないため債務負担行為をお願いするものでございます。

17ページをお願いします。

上の表は、繰越明許費の追加でございます。財産管理費の繰越しを計上しております。

これは、県庁舎の設備更新、芦北、球磨総合庁舎の非常用発電機の浸水対策及び防災センター建設等に係る経費でございます。工事資材の納入等に例年以上の時間を要していること、また、防災センターについては、令和5年3月15日竣工を予定しておりますが、竣工検査による手直しの指示により、業者がその対応に期間を要する場合、引渡し時期が4月以降になる可能性がありますので、不測の事態に備え、来年度へ繰越しを設定するものでございます。

続きまして、下の表は、繰越明許費の変更でございます。

総務施設災害復旧費の繰越しについて、9月議会で防災センターの備品購入費の繰越し設定を承認いただいたところではありますが、今回、工事請負費等の24億8,000万円余の増額をお願いしております。

これは、上の表で御説明しました防災センターの竣工検査による引渡し時期の遅れを想定した繰越設定でございます。

なお、設定は提案させていただいておりますが、工事業者との連携を密に図り、年度内完了に向けて取り組んでまいります。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

18ページをお願いします。

上段は、私学振興費の増額でございます。

説明欄にありますとおり、私立学校等物価高騰対策補助としまして、物価高騰の影響を受けている私立学校等の光熱費に対して支援を行うものです。

下段は、債務負担行為の追加でございます。

熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、海外進学を目指す中高生を対象に、英語力向上のための講座等を実施するものでございます。4月から切れ目なく継続して生徒の支援を行うためには、年度内に委託契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、20ページをお願いします。

追加提案分として、私学振興費の増額でございます。

説明欄にありますとおり、私立学校スクールバス安全対策補助としまして、私立中学校が実施するスクールバスへの安全装置の整備を支援するものです。

続いて、21ページをお願いします。

先ほど御説明しました私立学校スクールバス安全対策補助につきまして、国の経済対策に係る補正予算を活用するものですが、年度内に十分な事業期間を確保することができないことから繰越しを設定するものです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

19ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

これは、令和5年3月31日告示、4月9日投票の県議会議員選挙に関する広報啓発事

業等が年度をまたぐため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

説明資料33ページをお願いします。

第8号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、35ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び旅券法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、(1)は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合は、当該市町村の長に協議をしなければならないとされており、今回協議が調った事務について追加するものでございます。

主なものとしましては、アの火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡または譲受けの許可等に関する事務について、新たに人吉市を含む計3市村に移譲するものでございます。本事務を含め、計4事務について移譲することとしています。

(2)は、旅券法の一部改正により、旅券の発給事務手続の一部に変更が生じたことによる規定の整理を行うものでございます。

(3)は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正により、販売事業者の登録や保安機関の認定等の事務が都道府県から指定都市へ移譲されることとなったため、熊本市を本条例の移譲対象市町村から除くものでございます。

(4)は、同条例において号ずれ等が生じているため規定の整理を行うものでございます。

3、施行期日ですが、令和5年4月1日からとしております。ただし、(2)は令和5年

3月27日から、(4)は公布の日からとしております。

続きまして、説明資料の53ページをお願いします。

第51号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

86ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

86ページ、1、条例改正の趣旨ですが、本年10月の人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与の改定を行いますとともに、県議会議員の先生方や知事など特別職の職員の期末手当の改定を行うものです。

2、改正する条例ですが、今回、(1)から(8)までの関係する条例8本を一括して改正いたします。

3、主な改正内容ですが、1点目が、(1)の一般職の職員の給料表の改定でございます。高卒程度の初任給を4,000円、大卒程度の初任給を3,000円引き上げるとともに、若年層の職員が在職する号給に係る給料月額を引き上げるものです。

2点目が、(2)の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。アの令和4年度の表を御覧いただきますと、人事委員会勧告を踏まえ、一般職は年間0.1月引き上げて4.4月、特別職は年間0.05月引き上げて3.3月、再任用職員は年間0.05月引き上げて2.3月とし、その引上げ分を12月期に支給するものです。

イにつきましては、令和5年度の6月と12月における各支給月数でございますが、先ほど申し上げた引上げ後の年間の支給月数を各支給期に均等に割り振ることとしております。

4、施行期日ですが、3(1)の給料表の改定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしております。3(2)アの今年度の期末・勤勉手当の改定は、

公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡って適用することとしております。3(2)イの令和5年度の期末・勤勉手当の改定は、令和5年4月1日から施行することとしております。

人事課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○臼井財政課長 財政課でございます。36ページをお願いいたします。

議案第9号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

38ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、旅券法など法律等の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。(1)について、こちらは、知事が認定する獣医師に対して、豚熱ワクチンを交付する際の手数料を新設するものです。

豚熱は、豚及びイノシシに対する強い伝染力と高い致死率が特徴の家畜伝染病であり、平成30年に26年ぶりの国内発生が確認されて以降、九州での発生はありませんが、令和4年9月までに33都府県で感染事例が確認され、発生県の近隣を含む39都府県で豚熱ワクチンが接種されています。

今後、農林水産省よりワクチン接種推奨地域の指定を受けた場合、県は対象区域でのワクチン接種を開始します。初回接種は県職員である家畜防疫員が実施しますが、初回接種を終えた母豚や新たに生まれた子豚を対象とする継続接種は、家畜防疫員だけでなく、知事が認定する民間獣医師も実施が可能です。

豚熱ワクチンの購入管理は県が行い、知事が認定する民間の獣医師へワクチンを交付する場合に手数料を徴収することとなります。

次に、(2)について、旅券法及び旅券法施行令の一部改正に伴い、旅券、いわゆるパス

ポートの発給手数料の改定を行うものです。

パスポートを申請し、発行後6か月以内に受領せずにパスポートが失効した場合で、その失効後5年以内にまた新たなパスポートを申請する際、つまり、発行して取りに来ずに次のパスポートを取りに来る際、県は、失効したパスポートの発行経費を次のパスポートの手数料に上乗せして徴収することになりました。そこで、その場合は、2,000円が2,000円ほかということで4,000円、一般的には4,000円の手数料を取ることになります。

(3)について、こちらは、旅券法等の改正に伴いまして、パスポートの査証欄の増補手数料を廃止するものでございます。

これまで、旅券の査証欄の余白が少なくなった場合、増補申請を行うことでページ数を増やすことができましたが、偽造防止の観点から、この取扱いが廃止されるため、当該手数料も廃止になります。

このほか、(4)については、法律の改正等に伴い所要の規定の整理を行うものです。

次に、3の施行期日です。豚熱ワクチン交付手数料については公布の日、旅券法及び旅券法施行令の一部改正に係るものについては令和5年3月27日としております。

最後に、4のその他ですが、(1)は、施行期日前の申請に対する手数料は改正前の額とする所要の経過措置を定めるもの、(2)は、今回の手数料条例の改正に合わせて、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものです。

続いて、説明資料の52ページをお願いいたします。

当せん金付証票の発売、いわゆる宝くじについてでございます。

令和5年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証票法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請する際に当

たり、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額につきましては、令和4年度と同様に110億円以内としております。

以上、よろしく願いいたします。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

条例議案2件でございます。

39ページをお願いいたします。

第10号、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

44ページをお願いいたします。

条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例制定の趣旨は、改正個人情報保護法が施行され、地方公共団体にも適用されることに伴い、法の施行に係る手続など、必要な事項を定めるものです。

2、主な制定内容でございます。

(1)趣旨については、上記1のとおりでございます。

(3)については、県で取り扱う個人情報のデータベースなどについて、帳簿を作成し、公表するものです。

(4)保有個人情報の開示義務については、県が保有している個人情報について、本人から開示請求があった場合、現行条例と同様、該当文書に含まれる公務員の氏名等は、警察職員等を除き開示することなどを定めるものです。

(5)及び(6)については、個人情報の開示決定等の期限を現行条例と同様15日以内とし、延長の期間を30日以内とするとともに、開示請求が大量である場合の特例について定めるものです。

(7)開示請求に係る手数料等についても、現行条例と同様、交付に係る実費のみ徴収することとするものです。

(8)開示請求に係る審査請求の手続におけ

る諮問については、県の審議会からの答申を尊重する義務等を定めるものです。

(9)行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、個人を識別できないようにして情報を提供するに当たり、その額を国と同様とするものです。

(10)審議会への諮問については、本条例の改廃等について、県の審議会への諮問を可能とするものです。

(12)は、改正法の適用に伴い、県の個人情報保護条例を廃止するものです。

3、施行期日は、改正法の施行日と同じ令和5年4月1日としております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

第11号、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

49ページをお願いいたします。

条例案の概要で御説明させていただきます。

1、条例制定の趣旨は、個人情報保護法の一部改正等に伴い、関係する4つの条例の規定を整備するものです。

2、主な制定内容でございます。

(1)熊本県情報公開条例の一部改正は、改正法により設けられた行政機関等匿名加工情報等を、法に基づく手続以外では不開示とすることなどを定めるものです。

(2)熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正は、同様に、行政機関等匿名加工情報等を特定歴史公文書に係る利用不可情報とするものです。

(3)熊本県行政不服審査会条例の一部改正及び(4)熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正は、個人情報の開示請求に係る審査請求の諮問先を、これまでどおり県の情報公開・個人情報保護審議会とするために、所要の規定の整理を行うものです。

3、施行期日は、改正法の施行日と同じ令

和5年4月1日としております。

県政情報文書課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

50ページをお願いいたします。

議案第12号、熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

51ページの条例案の概要で説明させていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございます。今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、県条例の規定を整備するものでございます。

次に、2、主な改正内容でございます。県議会議員及び県知事の選挙における選挙運動の費用につきましては、公職選挙法の規定及び県条例で定めるところにより、選挙運動用の自動車の使用やビラ、ポスターの作成について、その費用を公費負担することができることとされております。今回、公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担額の限度額が引き上げられたことから、県条例につきましても、これに準じ改めるものでございます。

最後に、3、施行期日でございます。公布の日から施行することとしており、施行日以後に告示される選挙から適用することとしております。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 くまモンスクエアですけれども、大分——時間がたっているけれども、どのくらいの人が入り出しているんですかね。

○脇くまモングループ課長 くまモングループでございます。

くまモンスクエアの入場についてでございますが、コロナ前ですと大体50万人ぐらい年間入っておりました。昨年度は、コロナの影響もありまして、年間6万6,000人、今年度は、少し人の動きも出てまいりましたので、この10月までで5万6,000人という形になっております。

○岩下栄一委員 くまモン自身の活躍に期待するわけですが、多少マンネリ化しているんじゃないかなという疑問が1つありますし、熊本の新名所になり得るのかどうかというところがありますけれども。

○脇くまモングループ課長 今回のリニューアルに合わせまして、これまで、くまモンのくまモンスクエアに来ていただいている多くの方々というのが、未就学児のお子さんが非常に多かったというところもございます。ただ、くまモンに興味、関心の高い世代といたしまして、30代から50代の女性、それから高齢者の皆様方にも大変御興味、関心が高いというのが分析結果として出ておりますので、これらの皆様方にも楽しんでいただけるような形のリニューアルを施していきたいと思っております。ですので、くまモンスクエアに関しましては、これまで以上にお客様が来ることを期待しているところでございます。

○岩下栄一委員 熊本の、熊本都市圏の新名所にぜひなってほしいなというふうに思います。

もう1つよかですか。

○高島和男委員長 はい。続けて、岩下委員。

○岩下栄一委員 私学ですけれども……

○高島和男委員長 ページ名を。

○岩下栄一委員 スクールバス、20ページですかね。私立高校に——ここは高校だけですか。

○橋本私学振興課長 今回のスクールバスの安全対策の補助につきましては、私立の中学校を対象としております。

○岩下栄一委員 何校ぐらいあるんですか。

○橋本私学振興課長 現在、熊本県内私立中学校8校ございます。この8校を一応対象ということで考えております。

○岩下栄一委員 私立大学で、平成音楽大学なんかスクールバスが走ってるけど、ああいうところは対象にならないんですかね。

○橋本私学振興課長 今回私学振興課から提案させていただいておりますのは、私どもで所管しております私立の中学校が対象ということにしております。で、高校ですとか大学ですとか、ここら辺は国の支援の対象になっていないと思いますので、恐らく、そちらについての補助の創設というのは考えておられないんじゃないかと思っております。

幼稚園、小学校につきましては、他の部局で安全措置についての予算を計上されておるといふふうに聞いております。

以上です。

○岩下栄一委員 分かりました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉田孝平委員 先ほどのスクールバスの件なんですけれども、あれは、部活動とか使うバスはもうつけられないんですよね。

○橋本私学振興課長 対象としましては、通学用のスクールバスと。

○吉田孝平委員 基本的には、1校1台分ぐらいということですよ、大体。

○橋本私学振興課長 これは、学校で結構まちまちでございまして、中には、1校で5台近く持っておところもありますので、学校で持っておるスクールバスの台数は全て対象ということで考えております。

以上でございます。

○吉田孝平委員 分かりました。ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 14ページの時間外のことについてお尋ねしますが、今回もかなり追加していただいて支給をいただいているので、それはいいんですけれども、時間外手当自体はもうやっぱり年々増えてるという状況には変わりはないのでしょうか。

○磯谷人事課長 時間外手当につきましては、年度によって大分差があります。やはり災害等が起きた年、例えば平成28年度とか、令和2年度とかは大きくなってございます。

ここ最近の状況としましては、豪雨災害のほうは大分落ち着いてきている部分もあるんですけれども、コロナの対応というのが大分全庁的に影響を及ぼしてますので、大体昨年度並みという形で、そんな低い水準ではございませんけれども、そういう状況でございます。

○西聖一委員 これはちょっとこれから要望に近い部分もあるんですけれども、時間外手当をなるべく支出しないようにとか、残業しないようにという下で支出しないように前提ですけれども、振休とか代休で時間外手当を外すとか、時間外手当を出さないようにしていることもやっぱり職場ではやってるんですよね。そうすると、もう休めない中に代休、振休を割り当てられても、もうやっぱりつらいと、手当をしっかりと頂いたほうがいいという声がやっぱり聞こえてくるので、そこら辺の、時間外管理とかそういう手当の支給の在り方をしっかりしていただきたいのと、あと、ずっと積み残していつ年度末にどおんときて、そのときやった時間外手当が迅速に支払われるのが普通ですけれども、かなり遅れて入ってきてるという話もよく聞くので、管理者としてはしっかりそこを適正に扱っていただきたいなということをやっとお願いしたいと思います。

○高島和男委員長 要望でいいですか。

○西聖一委員 何か答えがあるなら。

○磯谷人事課長 まず、代休、振休につきましては、やはり1週間での勤務時間というか、勤務について、休みをしっかりと取るという考えの下で適用されるものだと思いますので、委員御指摘の点、問題がないようにはしていきたいというふうに思っております。

それから、支給につきましては、基本的に

は翌月に払っていくということで、予算の措置もしっかりやりながら対応してまいりたいと思います。

あと、個別にいろいろな事情で遅れてるといふ部分は、適宜、具体的な場所とか確認しながら対応しますので、今後も引き続き対応してまいりたいと思っております。

○西聖一委員 はい、よろしく申し上げます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山口裕委員 すみません、18ページ、私学振興費でお尋ねさせてください。

今回、物価高騰対策ということで光熱費を支援する経費として計上されております。このことについて何ら異論はありませんし、今後ともこうやってつぶさに対応してほしいなと思うんですが、来年度から、公立高校では、エアコン代を無償化を目指すということでありますので、今後このような支援ができるのであれば、私学についても、空調代について、支援の可能性というのは、私は勝手にあるんじゃないかなと思ってるんですが、その辺りについて県の考えをお聞かせください。

○橋本私学振興課長 私立のほうも当然空調を入れておられるということでございますので、その運転資金、ランニングコスト等必要になるということで伺っております。

基本的には、もう私立の学校ですので、学校のやり方で、考え方で、費用を父兄から徴収したり学校の経費のほうから支出したりとか、学校の考え方でやられておるといふようなところでございます。

県におきましては、明確に空調代という形での助成等を行っているわけではありませんが、経常費補助ということで、私立学校の一

般的な運営のための経費につきましては補助を出しております、その中には光熱費といふことの項目も含まれておりますので、それを通じて、間接的に支援をしておるといふふうに私どもとしては理解しております。

私立学校等のほうから、いろんなまた御要望ですとか御意見があれば、それに対して私どもも精いっぱい対応を考えていきたいといふふうに思っております。

以上です。

○山口裕委員 しっかり私学振興課では御支援いただいておりますことは十分理解しておりますし、また、時習館構想とか、前向きな取組がなされていると評価しております。その上でまた重ねてお願いをしたいと思っております。今後ともどうぞ御検討いただきますようお願いいたします。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 18ページの私学振興課の海外チャレンジ推進事業に関してなんですが、これは以前私も一般質問で取り上げたことあるんですけども、もう随分時間がたっております、特に、今年円安が過度に進みまして、欧米の有名大学が、年間の学費が7万ドルを超えてる学校が続出ですね。州立大学ももう相当値段が上がってまして、実際私の知り合いのお子さんが、結局奨学金が一部しか下りずに断念ということで、この海外チャレンジを利用してるんですね。無理に県単事業でこの制度を維持するというのは私は懐疑的ですし、今、日本の大学、800ぐらいある大学、海外と提携して、留年せずに卒業できる、互換性の留学というのがどんどん進みますので、基本的に、県が、留学する生徒というのは、ずば抜けて才能がある人が行くべきものと考えてます。誰でもチャレンジできるというのは、ちょっと税金の使い方として

私は懐疑的ですので、この際、円安でなかなかこういった海外に行く機会が難しいという状況で、見直しの時期かなというふうに私は思ってるんですが、ちょっとそれに関してどう捉えているか教えてください。

○橋本私学振興課長 今委員御説明のとおり、円安でかなり海外進学の際の学費等の負担が大きくなっているという声は確かに聞いております。

そういう中で、我々少し生徒の皆さんにもお話ししたりしていますのが、モンタナ州のほうと熊本県、姉妹締結しております、そういう中で、モンタナ州にございます3つの大学から、熊本県の卒業生に対しまして、返還不要の奨学金を出していただけるという制度を今つくっていただいております。最大で年間1万5,000ドル支給されるというのもございますので、一つにはこういったものも活用しながら、先ほどありましたように、奨学金のほうも、このほかにも幾つかございますので、そういったものにもチャレンジしていただいて、活用して、可能な限り、志ある方は海外で学んでいただきたいというふうに思っております。

それから、この事業の意義ということでございますが、当然、海外で進学して日本の大学では得られないような、いろんな体験ですとか学びを得たいという子に、そういった夢のチャレンジをする機会を与えようという制度でございます。

仮に、今の状況で海外の大学に行けなかったとしても、その後、当然、おっしゃったように、途中での日本からの留学ということも考えられますし、そういった素養を身につけるためにも、高校、中学で、この県の海外チャレンジ塾でいろいろ学んでいただきたいというふうに思っております。

それから、一緒に、県内の高校生が、学校の垣根を越えて、それでこの熊本の、県のチ

ャレンジ塾と一緒に学んで切磋琢磨していたくということが、この生徒たちの成長にもつながりますし、そういったことが、学校における周りの友人たちへの刺激にもつながるということで、県内の教育の底上げにもつながるというふうに思っております。

以上です。

○濱田大造委員 円安傾向というのがもうかなり長期にわたるといふふうに見込まれてますので、前提がやっぱりかなり変わってくると思いますので、柔軟に対応をお願いします。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 私だけ発言しないと不熱心と言われますので、1つだけ、小さい話でございますが、人事課長からの御説明でしたが、資料74ページ——本当小さい話が。

中身についてはもちろん意見はございませんが、この一番に教育職給料表(2)と書いてある。79ページには(3)、それぞれ対象が県立高校であり、市町村立である。これ、(1)というのは、昔あったけどなくなったのか、あるいは今回対象になってないのかというのが、これは教育長マターかもしれませんが。

○磯谷人事課長 ちょっと確認をして、またお答えさせていただきます。すみません。

○高島和男委員長 確認の後ということですが。

○松田三郎委員 入替えもありますけどね、はい。

○山口裕委員 今回の国の補正予算に素早く

機動的に対応されて予算計上されていることには感謝をいたすところではありますが、今回の補正で、国から民間に直接経済対策として支給される予算も多々あると聞いております。

例えば、以前好評だった再構築補助金なんというのは今回も計上されているようでありますし、今後、民間企業においては、積極的に使っていただきたいなあと思うところではありますが、その辺りの対応というのは、一義的に担当課であったり国のほうで行っていただくのが主なんでしょうけれども、予算の考え方として、全体の考え方として、今後、県をまたがない、そんな予算をどのように注視していくのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○臼井財政課長 財政課でございます。

山口県議の問題意識としては、国が直接事業者に交付する補助金等も含めて、県としてどういうふうに、効果的、効率的に施策を打っていくのか、あるいは連携していくのかという問題意識からの御質問かというふうに思います。

もちろん、我々、例えば事業者向けの補助金をつくる際には、国が直接事業者に交付している補助金を前提として、そこに上乗せで足らず前として政策として何を打つべきだろうということを考えながら、国、県合わせて全体として事業者に最大限有効な政策パッケージということで、県の役割としての政策を検討しているかというふうに思います。

そこについては、各部局、商工団体あるいは関係団体との、あるいは国の省庁との連携あるいは情報交換というのを最大限やっていくことで対応していきたいというふうに考えております。

○山口裕委員 お考えを尋ねられただけでも嬉しいんですが、例えば再構築補助金なんて

というのは、補助の上限額が抑えられたりとか、そういった事業の見直しからそういった上限額が抑えられたりしてるんでしょうけれども、やっぱり我々とすれば、企業において積極的に使っていただきたいという思いがあって、財政をつかさどる皆さんにも一定程度目配りをしながら、状況を見ていただきたいという思いから質問させていただきました。ありがとうございました。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

先ほど松田委員のほうから御質問がありました件でございます。

教育職の(1)についてでございますが、大学の先生の対象ということになりますので、本県の対象としてはないということで、今回も載ってないということでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○磯谷人事課長 もう1点よろしいでしょうか。

○高島和男委員長 はい、どうぞ。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

先ほど西委員のほうから御質問あって、時間外勤務手当の話がございました。

基本的には、制度として予算の範囲内で、管理職なりマネジメントしながら命令を出していくということが前提でございます。少し誤解を招くような発言がありましたので、補足させていただきます。

以上です。

○岩下栄一委員 時習館構想ですけども、時習館構想の成否を問うのはちょっと早過ぎるかなというふうに私は思います。

蒲島さんがいい例で、海外で学ぶべきものはもうあまりないと思うんですよ。異文化体

験というのが一番主たる目的だから、そういう意味では、この時習館構想はもっともっと継続して行って、様子を見るべきじゃないかなど。だからあれがもう無駄だったとかいうのはまだ早いです、というふうに思います。

○高島和男委員長 答弁は要りませんですね。

○岩下栄一委員 答弁は要りません。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 もう1点あつとたい。もう1点は、震災慰霊祭とかなんとかいろいろ行事がありますけれども、イベントが、これはみんな民間委託ですか。いろんなイベント。

○野中秘書グループ課長 熊本地震の慰霊式につきましては、基本的な当日の設定と司会等については委託を行っております。それ以外は職員でやっております。

○岩下栄一委員 県庁には優秀な職員さんが圧倒的に多いから、もう自分ちでいろいろやったらどうですかね、その民間委託せずに。

○野中秘書グループ課長 基本的には県職員でやっておりますけれども、花の祭壇の設営とかでございますので、その部分については、さすがに県職員もおりませんので、申し訳ありません。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますの

で、ここで約5分間休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時4分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いいたします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

23ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明させていただきます。

上段の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備などを行うなぎさ造成事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

下段の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施する宅地整備等について、村が活用する国庫補助事業に必要な国同意の手に想定以上の期間を要したこと等により年度内の事業完了が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございま

す。

まず、冒頭提案分でございます。

引き続き24ページをお願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

交通整備促進費の地域交通燃料価格高騰対策事業といたしまして、新型コロナウイルスの影響による利用者減に加え、燃料価格の高騰により影響を受ける地域交通事業者への支援に要する経費をお願いしております。

続きまして、おめくりをいただきまして26ページをお願いいたします。

追加提案分でございます。右の説明欄をお願いいたします。

交通整備促進費のJR肥薩線鉄道復旧調査・検討事業といたしまして、JR肥薩線の復旧後の持続可能性について調査を行い、鉄道を軸とした地域振興、活性化に取り組むための再生ビジョン等の策定に要する経費をお願いしております。国庫補助を2分の1充当する予定でございます。

次に、空港整備促進費の阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業といたしまして、JR豊肥本線肥後大津駅から分岐するルートに方針を決定したことを踏まえまして、具体のルート案を検討するための調査や環境アセスの配慮書作成に向けた調査に要する経費をお願いしております。

おめくりをいただきまして27ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

ただいま御説明いたしました2つの事業につきまして、年度内での事業完了が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

交通政策課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

25ページ上段をお願いします。

債務負担行為の設定でございますが、熊本

県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額1億3,972万円余の設定をお願いしております。

これは、本庁と地域振興局等を結ぶ総合行政ネットワーク等の管理運営に係る令和5年度の業務委託につきまして、切れ目なく令和5年4月1日から委託するため、本年度中に入札などの契約事務を終える必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

システム改革課は以上です。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございます。

資料は、同じ25ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

庁用自動車賃借として、限度額468万円の設定をお願いしております。

これは、職員が公務で使用する自動車の賃借につきまして、来年度4月1日から使用するには年度内に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

29ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、29ページから31ページの事項に記載の給食業務など4業務につきましては、全庁的に共通するものとして、当課で取りまとめ、一括で御説明いたします。

今回は、令和5年度当初から業務を実施するため、年度末までに契約を行っておくことが必要なもののうち、契約事務に相当の期間を要するものにつき、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、債務負担行為の追加で、給食業務でございます。

学校や施設の当業務についての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、30ページを御覧ください。

ここからは変更分でございます。

まず、県有施設等管理業務でございますが、県内各地域の総合庁舎等の清掃、警備など、施設の維持管理等の業務について、新たに債務負担行為の設定が必要でございます。変更後の限度額は52億5,800万円余でございます。

下の段の情報処理関連業務でございます。

これは、職員用パソコンをはじめ各種情報処理機器の保守点検等に係る業務委託について、新たな設定が必要なものでございます。変更後の限度額は7億3,400万円余でございます。

31ページをお願いいたします。

最後になりますが、事務機器等の賃借でございます。

電子機器や各種システムのリースなどに係る債務負担行為の設定が必要でございます。変更後の限度額は30億2,300万円余でございます。

管理調達課は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。――質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入れ替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時18分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号から第12号まで、第29号、第44号及び第51号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第43号を議題といたします。

請第43号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

請願事項は4項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取組について御説明いたします。

まず1点目は、熊本県単独予算による学費補助制度の拡充を求めるものです。

国の就学支援金制度において、令和2年度から、年収590万円未満世帯に対する支援の上限額が大きく引き上げられたことに伴い、それまでの県単独予算につきましては、令和2年度から開始した高等学校専攻科生徒への就学支援制度や授業料減免制度における減免

基準額の引上げなど、就学支援金以外の学費補助の充実に活用しております。

2点目は、年収350万円未満世帯までに入学金の補助を求めるものです。

収入が低い世帯の入学金の負担軽減のため、現在、私立高等学校授業料等減免補助におきまして、生活保護世帯を対象に入学金を補助しております。

3点目が、集中豪雨やウイルス感染症等の災害による家計急変家庭への補助制度の拡充を求めるものです。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る家計急変世帯への支援につきましては、従来からあります私立高等学校授業料等減免補助や奨学のための給付金で対応しております。さらに、今年度は、この授業料と減免補助に新型コロナ拡充分を新設しまして、家計急変後の収入要件基準を、年収目安270万円以下から590万円未満に引き上げる拡充を行いました。

また、令和2年7月豪雨分につきましては、被災生徒授業料等減免補助があり、要件に該当する場合は、授業料や施設整備費等について、学校が減免を行った額を県が全額補助しております。

4点目は、授業料等減免制度における学校負担20%を撤廃し、県の直接事業とすることを求めるものです。

授業料減免補助の割合につきましては、平成16年度に県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で、学校の御理解をいただき、現在も継続しているものです。

請願の各項目の説明は以上ですが、県としましては、引き続き、教育環境の充実確保のため、精いっぱい取り組んでまいります。

説明は以上です。

○高島和男委員長 請第43号について、質疑はありませんか。

○西聖一委員 一応、行政としても、担当部署としても対応してるという話は分かるんですけども、やっぱり現場の生徒さんの声とか保護者の声は、九州の平均ぐらいいはしてくださいよという声があるんですね。数字的に見ると、足りないんじゃないかなと私たちも思ってますし、先日も、生徒さんからの生の声聞くと、もちろん学校の授業料も払えない中でバイトしてるという話もありますけれども、修学旅行も最初からもう行きませんと、諦めてますという声を聞くと、何とかそういうところにも手当てしていただけないかなと思うんですが、そういうところはどのように考えてるか。

○橋本私学振興課長 まず、学費の関係ですが、就学支援金制度、これは国の制度にのっとってやっておるわけですが、県としましては、まずは国において、自治体間格差がないように拡充を図っていただきたいという要望を、引き続き国のほうにはやっておるところです。

それから、県のその支援の在り方につきましては、この就学支援金以外の部分で、県の単独予算で、私学の振興ですとか、助成ですとか、そういったものに手当てしている部分もございまして、そういうのも含めて、全体として、私学、それから生徒さんたちの支援に努めているというところです。

また、本当、修学旅行費も大変だというような御家庭につきましては、奨学のための給付金という制度も設けておりますので、そういったものも活用していただきながら、可能な限り、県としてもしっかりと支援していきたいと思っております。

学校のほうとも、当然生徒さんの声も踏まえながら、今後も我々も努力していきたいというふうに思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第43号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第43号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高島和男委員長 挙手少数と認めます。よって、請第43号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

天野政策調整監。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

報告資料の①をお願いいたします。

高木議員の一般質問において知事が答弁したTSMCの進出効果を最大化するグランドデザインを目指した取組について御報告いたします。

まず1番、農振除外を伴う土地利用調整への対応についてです。

資料左側に、背景、課題について記載しておりますが、端的に申し上げますと、TSMCの進出を契機に、半導体関連企業の進出意欲が高まっており、それに対応する用地の迅速な確保が求められている一方で、周辺農地は優良農地が多く、農地を確保していくことも重要であるため、農業と工業のバランスを取りながら、限りある土地をいかに有効利用していくかということが喫緊の課題となっております。

右側上段の対応方針を御覧ください。

農業振興との両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、意欲的に土地利用調整に取り組む市町村が、農村産業法などの特例法を活用して、基盤整備が行われていない農用地等に企業や住宅を、集約、誘導できるよう支援していきたいと考えております。

具体的には、庁内に半導体拠点推進調整会議を年内に設置します。農振除外を伴う開発案件について、各種法令手続を含めた相談調整を一元的に受け付け、必要な助言を行います。さらに、農振除外と併せて、市街化調整区域における地区計画など、ほかの法令手続を並行して進めるなど、集中的に市町村を支援し、手続のスピードアップを図ります。

また、この会議を通して、市町村に特例法の活用を働きかけるとともに、市町村の関係職員を対象に、特例法の活用や手続期間の短縮のための研修会を開催するなど、市町村の取組を積極的に支援します。

次に、2番、県内全域への波及効果への対応についてです。

右側最下段にあるとおり、TSMCの進出効果を県内全域に波及させていくため、市町村の期待や懸念、取り組みたい施策等について、全市町村と年明けから意見交換を行ってまいります。

この内容については、経済環境、農林水産、建設の各常任委員会においても、担当課から御説明をいたします。

御報告は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

「報告資料②」と記載されている資料をお願いいたします。

水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況について報告をさせていただきます。

まず、1、プラン策定の背景についてでございます。

市町村及び一部事務組合が行う水道事業は、独立採算が前提となる公営企業として運営されておりますが、今後の人口減少に伴う料金収入の減少などにより、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれております。

次に、2、国からの要請内容についてでございます。

このような中で、国は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、都道府県に対しまして、今年度末までに水道広域化推進プランを策定、公表するよう要請しているところでございます。

次に、3、県におけるこれまでの取組についてでございます。

水道事業の広域連携につきましては、これまで県内を、裏面に記載しております6つの地域に区分をしまして、地域ごとに県及び市町村等で構成する協議会を設置し、検討を進めてまいりました。また、昨年度からは、プラン策定に向け、水道事業の現状分析や将来分析、広域化シミュレーション等の作業を行ってまいりまして、現在、これらを踏まえ、今後の広域化に係る全県的な推進方針について、市町村等と協議を進めているところでございます。

次に、4、プランの方向性についてでございます。

本県では、水道の水源の約8割を地下水が

占め、水質も良好であるため、比較的簡易な浄水施設が多く、施設の統廃合につきましては、新たに必要となる水道管の布設費用等を考慮すると、経済的な効果を見込むことが難しい状況となっております。

このような状況から、市町村等とは、施設の管理業務の共同委託や料金管理システムの共同化などのソフト面を中心に協議を進めております。

また、経営統合につきましても、中長期的な課題として検討、協議を行っているところでございます。

最後に、5、今後のスケジュールについてでございます。

資料に記載のとおり、12月の下旬までに市町村等とプラン案について協議をし、パブリックコメントを実施する予定でございます。最終的なプラン案の概要につきましては、3月の本委員会に報告をさせていただき、年度内に策定、公表したいと考えております。

なお、本日のこの内容につきましては、本委員会のほか、地域対策特別委員会にも御報告をしております。また、経済環境常任委員会につきましては、環境保全課のほうから報告をさせていただいておりますので、申し添えます。

説明は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

報告事項③の資料、横向きの資料をお願いいたします。

8日の松田議員の一般質問において、知事が各常任委員会で御報告すると回答いたしました県民総合運動公園へのアクセス改善に向けた取組について御説明をいたします。

まず、現状、課題について、運動公園は、公共交通による交通アクセス手段が乏しいため、自動車によるアクセスが中心になっている状況でございます。そして、今回、空港ア

クセス鉄道のルート見直しにより、鉄道による運動公園アクセス改善ができなくなったこと、また、今期終盤のロアッソホームゲームにおいて渋滞が発生し、喫緊の課題として対応が迫られていることを掲げております。

次に、基本的な考え方ですが、これまでは、基本的にはイベント主催者に個別の渋滞対策を求めてきておりましたが、今後は、県民総合運動公園を設置、管理している県が主体的に対応する形に変更することといたします。

中段の対応の方向性としては、運動公園アクセス改善に向けた全庁挙げての取組体制の構築、利用者数に応じた対応策のパッケージ化、その効果を検証しながら、取り得る対応策の随時のアップグレード、そして、主催者等調整会議、仮称でございますが、この設置、開催により対応策を強化してまいります。

具体的な対応策について、まず、ハード対策については、シャトルバスのスムーズな運用に向けたバスベいの改修を行うとともに、送迎用車両の乗降所を別途設置することの検討を行います。

次に、利用者数に応じた対応パッケージとして、公園利用者数が4,000人以上となるような場合において、まず、駐車場対策として、公園内施設の臨時駐車場としての活用を2段階で行い、また、出庫時の円滑化を図るためのメイン駐車場からの臨時退出ルートの設定を行います。

また、自動車利用の抑制に向け、ロアッソの試合を含むイベント時には、観客数の見込みに応じて、シャトルバスの運行やパーク・アンド・ライドの実施規模を設定し、その実施に対しまして、イベント主催者への支援を行います。

さらに、徒歩、自転車利用に対しましては、割引券の導入などのインセンティブの検討を行ってまいります。

このような取組をパッケージ化して行い、何が効果的なのか検証することとしております。

まず、来年2月末頃に開催が予想されるロアッソの開幕戦などのイベントで実証実験を行いながら、効果や課題を検証し、よりよい対策ができるよう取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。恐れ入ります。見開きになっております。

県民総合運動公園の地図と赤の二重線で新たに実施する主な対策案の箇所を記載しております。

主な施設の位置については、右下の白抜き施設の施設がパークドーム、その左下にえがお健康スタジアムがございます。その間を国体道路南北線が通っている状況です。

シャトルバスのスムーズな運用のためのバスベいについて、えがお健康スタジアムとパークドームの間にある既存のバスベいを延伸する改修、また、パークドーム北側に送迎車両の乗降所の設置、これは、交通解析が必要でございますが、その検討を行います。

また、メイン駐車場から出庫時における混雑を回避するため、左側に園路を利用した退出路を追加設置することにより、国体道路南北線への集中を避け、駐車場からの退出の円滑化に取り組みます。

さらに、利用者数に応じ、(A)(B)(C)の3か所の多目的グラウンド等の公園施設550台分を新たに臨時駐車場として活用する予定としております。

このような取組を行うこととしておりますが、今御説明した対応案というのは、あくまでも現時点で考えられる案を整理したものでございます。

例えば、現時点でも、駐車場が空いている場合でも、土日の午後、周辺道路で渋滞が発生していたり、臨時駐車場についても、関係者用の駐車場として既に一部利用されているため、予定しているほどに一般観客用に台数

が向けないといった、机上の計算どおりにはなかなかいかないこともあろうかと考えております。

そのため、何が効果的なのかを検証しながら、対応策をアップグレードしていき、渋滞を抑制し、スムーズに集客、そして御利用いただけるような体制を構築してまいりたいと考えております。

交通政策課は以上です。よろしくお願いをいたします。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に「報告資料④」と記載してあります資料をお願いいたします。

緑の流域治水と五木村・相良村振興について、現在の主な取組状況について御報告します。

なお、本件については、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただいています。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況として、(1)流水型ダムに係る環境アセスメントについて御説明いたします。

上段の囲みに記載のとおり、先月14日、国において、環境影響評価方法レポートが公表され、先月26日から30日にかけて、流域7つの市町村で説明会が開催されました。現在、12月28日まで、一般からの意見聴取の進められています。

今後、県が設置した流水型ダム環境影響評価審査会、流域市町村長等の御意見を踏まえ、知事意見を提出する予定となっております。

次に、(2)流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてでございます。

囲みに記載のとおり、流水型ダムについて、安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められて

いるのか、県や流域市町村だけでなく、流域住民の皆様も一体となって、事業の方向性や進捗を確認する仕組みを設置し、このたび第1回の会議を開催いたします。

なお、この仕組みは、令和2年11月の知事の表明に基づき設置をするものです。

下段を御覧ください。第1回の会議は、今月25日、人吉市の中小企業大学校人吉校にて開催いたします。

会議では、流水型ダムの建設事業の方向性の確認等を行う予定です。

裏面をお願いいたします。

流水型ダムのほかに、緑の流域治水の取組の状況について3点御報告します。

(3)宅地かさ上げ事業の本格着手に向けた取組についてでございます。

国においては、10月15日に、球磨村神瀬地区の地域住民の皆様を対象に、施工計画の説明や先行盛土の現地見学会が開催されました。また、県においては、11月前半に、球磨川中流部の3市町村で、宅地かさ上げの高さ等を確認する地元関係者等との合同現地調査を実施いたしました。

今後、地区ごとの整備方針にのっとり、順次建物調査等に着手してまいります。

次に、(4)万江川での土砂・洪水氾濫対策についてでございます。

令和2年7月豪雨で大量の土砂流出や流木が発生した万江川において、砂防、河川、治山事業が連携した土砂・洪水氾濫対策の具体的検討に着手しました。学識経験者、行政関係者から提言を頂くための検討委員会を設置し、10月17日に第1回委員会を開催いたしました。今後、今年度末を目標に提言を取りまとめる予定です。

次に、(5)市房ダムに関する普及啓発の取組についてでございます。

11月21、24日に、人吉市役所の全職員を対象に、市房ダムの操作や市房ダムから発信する情報等に関する説明会を開催しました。引

き続き、ダムに関する理解を深めるため、他の市町村職員や住民への説明会を行っていく予定です。

最後に、2、五木村、相良村の振興についてでございます。

五木村については、本年10月に、現時点で国と県が考える新たな五木村振興計画の案を村と村議会に提示し、様々な御要望を伺いました。県としましては、この御要望を真摯に受け止め、それらが一つ一つ実現できるよう、現在具体的な検討を進めています。

五木村が将来にわたって安心して村の振興に取り組んでいけるよう、今年度末を目途に、国や村と一緒に、新たな振興計画を策定してまいります。

相良村については、10月7日に、相良村長から、村の振興策の提案を受け、田嶋副知事をトップとする第1回の相良村振興推進会議を10月31日に開催いたしました。

今後、今年度末を目途に、振興策を取りまとめまいります。

説明は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○濱田大造委員 運動公園の駐車場に関してちょっとお尋ねしたいんですが、駐車場確保のためにいろいろ努力されてるとするのは非常に分かったんですが、やはり大規模イベントのときは、もっと1万台止められるような新たな場所を確保しておく必要があるのかなと。この辺の土地で、大規模の駐車場を新たに造ることが、今取得することができる場所というのはあるんでしょうか。教えてください。

○坂本交通政策課長 常設の駐車場を増やすという部分については、ここは都市公園管理

の所管である都市計画課、その他の法令の所管課等ときちんと整理をしないと、なかなか簡単にはいかない問題だと考えておりますけれども、我々といたしましては、まずは既存の今回考えた対策でやってみて、あるいはその自家用車を何とか抑制、ここの南北線への流入を抑制できるような対策、取り得る対策からまずはやらせていただいて、その上でまた、次の何がしか、なかなかうまくいかないということであれば、そういった部分も視野に入れながら、庁内全体で検討していくと、そういうプロセスを考えております。まずは、この取り得る施策を実証的にやらせていただくということを考えております。

以上です。

○濱田大造委員 ぱっとこの地図を見ましたら、利用者からしてみれば、もうかなり誘導がしっかりしてないと、どこに止めていいのかというふうに、分からなくなっちゃうと思うんですよ。理想を言えば、周辺地域に1万台規模の駐車場、新設できれば、もうかなり解決すると思いますので、私も様子を見守りたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 昨日の高特の特別委員会でも、これももちろん同じ資料だったんでしょうから、いろいろ議論があったようでございますが、1ページ目のさつき坂本課長がおっしゃった対応の方向性、ここのことだと思います。取り得る対応策から速やかに取り組み、効果を検証しながら随時対応策等をアップグレードすると。

ですから、今の時点で、取りあえず県のやれる範囲で、あまり時間もかからない、お金もかからない、そういうのを集めると、こういう経過というか、途中になるんだろうと思

います。

ですから、なかなか台数が少ないとか、もっとうしてと言われても、恐らく、課長からすると、あるいは部長からすると不本意な思いかもしれませんが、多少何か抜本的なものがあるかどうかは別としまして、先のゴールが、取りあえずこれやって、ここを利用される方にもしくは、さっきあったように、確かに遠くなるかもしれませんが、思った以上に渋滞がひどくて時間に間に合わなかったということもあろうかと、そもそも前提としていららうとかです。多少いつもより早め早めに家を出ていただくとか、ちょっと遠いところから歩いていただくとか、また、そのいららうもちょっと抑えていただくとか、多少利用なさる方にも御不便をかけるけれども、取りあえずいついつぐらいまではお願いしますというようなアナウンスは我々を含めて必要なという、片方では思っております。

あとは、濱田委員おっしゃったように、ちょっとできるかどうか分からないけれども、こういうのができると、かなり渋滞が緩和できるなというのがあるならば、今の時点ではなかなか——県職員の方々は、できないことを無責任に言うのははばかれるというような意識がおありかもしれませんが、その検証をしながらというところがありましたので、片方では検証しながら、足りない場合はやっぱりこういうのもやっていかなきゃいけないなというところも当然考えられるんだろうと思っておりますので、これはなかなかゴールが、ここまで行けばというのはないと思いますが、引き続き、ちょっと大胆な案も考えていくべきだろうと思っております。

そこで、ちょっと小さい話ですけども、この表でいく、臨時の(追加)という、合計550台ですね。多目的のA、B、Cか。これで想定してるのはあれですか。このとき、例えばここを使う人は、事前の調整でその日は

使わないでくださいと言って開けて、そこに入れるということか、何かこの地図じゃ分りにくいけど、別にちゃんとこの台数は確保してという台数のことなんですかね。ちょっと教えていただきたい。

○坂本交通政策課長 この新たに臨時駐車場として活用するA、B、Cについては、現在は何といいますか、多目的グラウンドということで、普通に、例えば子供たちがちょっとサッカー蹴ったりとか、そういう感じで使われている部分でございますので、そこをきちんと職員等も、誘導員等も配置した形で、臨時的に——事前の告知等も多分必要になると思うんですけども、駐車場として一時的に使用するというところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、グラウンドの中に……

○坂本交通政策課長 そうです。

○松田三郎委員 止めるということですね。はい。結構です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○山口裕委員 私も運動公園のアクセスについてちょっと意見を述べさせていただきます。

私も大胆に考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに感じてる一人です。

例えば、県道辛川鹿本線から国体道路南北線に入って、平時から、この交通量ってかなりあるんだと思っております。この住民だったり経済界の皆さん、よく利用される道路になってるなど。でも、辛川線というのは、本来は、一度——この図でいうと、右側に折れ

る本線でありまして、こういったところを考えると、今後道路の改良についても検討してほしいなというのがあります。

あと1点、歩行者——いろんなイベントが行われるパークドームやえがお健康スタジアムに歩いていくというのも私経験したことがあります。ここはなかなか、国体道路沿いというのも歩きづらいですし、そしてまた、駐車場からそのイベントが行われる施設までの距離も結構あって、高齢者の方が文句言いながら歩いてたのを横で聞いておりました。そういったことも考えると、様々に考えていただいて、そして平時の影響とか、そういったことも考えた上で、この利用にアクセスが高まるような改善をしてほしいなと思いますし、発言されたアップデートですか、に期待しながら、今後のアクセスを検討していただきたいと思います。

意見です。以上です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 流水ダムについてなんですけど、いろいろ広報、これからどんどんしていくと思うんですが、私もいろんな有権者の方と話す機会があって、不安に思ってる方って結構いらっしゃるんですね。

例えば、本当に大雨が降ったときにゲートが閉じるんだろうとか、または、大雨が降って一夜にしてかなりの水がたまった場合、動植物とかも逃げ場をなくして、全部水没しちゃうんじゃないかと。野生動物、いろいろな種類の動物がいて、穴に暮らしているタヌキとか、ああいうのはもう全部水没して、環境に、自然に対して非常に厳しいダムじゃないかという意見もありますので、いろんな懸念や不安というのがやっぱりあるというのは確かなこととして、本当に大丈夫なのかという声に対して、ぜひ丁寧に説明するというのをお願いしたいと思います。

○高島和男委員長 要望でいいですか。

○濱田大造委員 はい。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様から、その他で何かありましたら質問をお受けしますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日回答させていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

○山口裕委員 先日管内視察に参加させていただいて、意義ある管内視察だったなという観点と、そしてまた、今後進めるであろうデジタル化に向けて、本当にこれで大丈夫かなという懸念がありました。同行された方はお気づきかと思いますが、なかなか、オンラインによる効率化や時間短縮効果等々様々なことを期待しながらも、そしてまた、プレゼ

ンテーションがどうあるべきかを期待しながらも見させていただいた状況がそんなによりしくなかった。

こういったことを考えると、今、NTT西日本さんの力を借りて一生懸命頑張っておられるのですけれども、私は残念な結果だったなと思っております。皆さんがしっかりと、執行部とは、県行政として力を合わせてやっているとすれば、しっかりと意見を言うべきだと思っております。まさにデジタル化を進めるに当たって根本的なところですから、この辺り、どのように考えて対処していくのか、お考えを聞きます。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課です。

まずもって、NTT西日本熊本支店での視察が分かりにくく、伝わりづらかったこと、お詫びを申し上げます。

NTTからも、当日の状況、特に映像が粗く、暗く、さらに映像が固まり、分かりやすくお伝えすることができなかつたと、大変申し訳ございませんでしたというお話を伺っております。

原因につきましてお尋ねをしたところ、光量、明るさが足りていなかったこと、それから、ユーチューブライブなどの外部サービスを利用したこと、視察会場でWi-Fiが重複したことなど挙げていらっしゃいました。

しかしながら、これらは、事前に十分な確認を行っておけば防げたのではないかという問いかけをNTT側にお伝えしております。我々といたしましても、本来どのような視察になるはずだったのか、同じ環境で同じ内容を見せていただき、確認をしていきたいと思っております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○山口裕委員 DXを進める上では、重要なパートナーだと思っておりますので、しっか

りと皆さんも向き合っていただいて、そのことが、我々の将来にわたってもよろしい影響が出てくると思いますので、どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 ほかに何かありませんか。

○松田三郎委員 ちょっと組織のことで、人事課長か、もしくは総務部長にお尋ねしたいと思いますが、いろいろ社会も複雑化して、例えばTSMCの進出が決まったので、年度途中というのものもあるでしょうけれども、いろいろな部局の方で集まって、いろいろ策を考える。いろいろなテーマが、なかなか1つの課、部だけでは難しいなというのいろいろ出てきているし、これからも出てくるだろうと思っております。

ですから、基本私は、縦割りは非常にある意味では合理的だとは思っておりますが、場合によっては、県庁横断的にか、その都度何かプロジェクトチームをつくるか、あるいは今は対策本部とかですね、知事をトップにする、あるいは副知事をトップにすると、いろいろあって、もともとルーチンの仕事もありながら、そういうのとは非常に大変なだろうと思っております。

それで、来年度に向けて、今の段階で、例えば、この分野はやっぱり新しい課をつくらなきゃちょっと対応難しいとか、新しい局とか、リニューアルして部とかというのは難しいかもしれませんが、何かそういうのが、この時期に、これをつくり出すとはなかなか言いにくいのかもかもしれませんが、そういうのが何か、来年度に向けて組織の統合はあんまりないか、改正なり、リニューアルなり、新設なりというのがあるかどうかというのが1点と、大体そういうのは、人事課長が決めるんですかね。それとも、いろいろ聞き取りの中で、総務部長か知事か副

知事以下、やっぱりそれだったらこういう課が必要かなというのは、誰がどうやって決めるのかなあというのを、一般的な話も含めて、その2点、お答えいただければと思います。

○磯谷人事課長 今の段階で、どこまでというのがありますので、ちょっと難しい御質問だなというふうに率直に感じておりますけれども、まずT SMCに関しましては、やはり大きな取組だと思っておりますので、それに応じた対応というのは考えていかなければならないのかなというようなことは考えて、検討をしているところでございます。

あと、決定の方法につきましては、当然知事が決定をしていくということになりますけれども、プロセスにつきましては、各部局のほうで、いろいろな事情があるというふうに認識をしておりますので、そこを人事課としても受け止めながら検討をしていくというのが基本的な流れかなというふうに認識をしております。

以上です。

○松田三郎委員 人事課長は大体慎重な方ですの、なかなか今の段階でというのは、それぐらいかなとは思っておりましたが、例えば予算編成というのは、時期によって、各班から各課とか、課長査定、部長査定と進んでいきますよね。組織の場合は、さっき聞き取り等々とおっしゃいましたけれども、何かある程度決まったプロセスっていうのはあるんですか。それともやっぱりその都度その都度必要に応じて考えていくという経過をたどるのか、そこだけ総務部長いいですか。

○平井総務部長 組織のつくり方は、基本的に今人事課長の答弁しましたとおり、組織要求という時期がありまして、各所属から要求を出してもらって、このような組織の改編を

やりたいというのを、もちろん根っこには置いてます。ただ、もちろん例外もありまして、トップダウン的な発想といいますか、例えば予算の議論をしていく、そういった段階の中で、これはもう組織的にも対応したほうがいいんじゃないかというようなことを、トップという言葉になりますけれども、上のほうから提案があつて、それを今度は人事課のほうで、イメージを実現できるような組織ができるかどうかの検討をするというようなやり方もやります。だから、何て言うんでしょう、機動的に、ボトムアップだけじゃなくて、臨機に組織をつくるときには、そういう発想の下でも議論をしていくと。その、最終的に出来上がっていくのが、この年末から年始ぐらいのところで固めていかないと、2月に御提案するときに間に合わないというような形になっています。

部以上になりますと条例事項でございますので、そういったやり方をしているというのが現状です。

○松田三郎委員 私、特別何かこういう課をつくったほうがいいですよと、こういう部がいいですよというのが今の時点であるわけじゃありませんけれども、なかなかやっぱりその都度その都度、さっき言いましたように、自分の仕事もありながら、こういう手間があるけん、じゃあ何課か何部か集まってやってくれと言われると、非常に1人何役もですね。

じゃあ、部、課をつくったなら、じゃあ軽減されるかというところでもないとは思いますが、常にやっぱりこの組織というのは非常に、県庁は大きい所帯でございますから、効率的に、しかも、あんまり1人の方に負担が——今の働き方改革じゃありませんけれども、あんまり負担が大きくなり過ぎないように、なおかつ効率的な組織を考えていくというのは非常に大変だろうと思っておりますが、

不断にそういう見直しとか、要望を受ける、場合にはそのトップダウンのトップは、知事、副知事、総務部長ぐらいまで入っとでしょうね。——うんとおっしゃいましたけどね。その辺もよく組み合わせながら、不断に見直しなり検討していただきたいという要望でございます。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長